

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る相続税の特例措置の創設		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	<p>生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて提出の準備を進めることを平成 22 年 6 月 15 日に閣議了解した、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」第十二の二（一）に規定する、自然公園法における国立公園特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域（以下「特別保護地区等」という。）の土地の所有者が、当該土地について同法第 43 条に規定する風景地保護協定を環境大臣と締結した場合には、当該土地の相続に係る相続税については、当該土地を物納劣後財産・管理処分不適合財産として取り扱わない特例措置を創設する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	22 百万円 （ - ）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p style="text-align: center;">政策目的</p> <p>特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地について、当該土地所有者が風景地保護協定を環境大臣と締結することを促進することにより、環境大臣が必要な管理を実施し、当該土地における生物多様性の保全を図るものである。</p> <p>また、風景地保護協定が締結された当該土地について、相続時の物納が促進され、環境大臣の所管地とされることによって、環境大臣による恒久的かつ一貫した管理が可能となることから、生物多様性の保全が図られるものである。</p> <p style="text-align: center;">施策の必要性</p> <p>特別保護地区等においては多くの民有地が存在しており（約4万6千ha）、そうした民有地においてシカや外来生物等による被害が発生した場合に、当該被害に対する処置を講ずることについての土地所有者の同意が得られないために、外来生物の駆除等被害抑制のための措置が妨げられることがある。また、特別保護地区等の民有地における生物多様性が、土地所有者に認められる管理行為によって損なわれることもある。こうした問題に対しては、環境大臣が土地所有者と風景地保護協定を締結することによって、そうした措置に対する包括的同意を事前に得ることができ、当該被害に対して迅速かつ有効に対処することが可能となる。</p> <p>しかし、特別保護地区等において風景地保護協定は現在締結されていないため、土地所有者等が風景地保護協定を締結するインセンティブを設けることが必要である。このため当該インセンティブとして、風景地保護協定の対象地について、公道に通じていない等の理由により管理処分不適格財産又は物納劣後財産とされている対象地の物納を可能とする等、物納要件を緩和することが必要である。</p> <p>また、自然環境は一度損なわれるとその原状回復は著しく困難であり、保全に当たっては迅速な対応が必要であるところ、特別保護地区等内の民有地においては、自然環境の保全を図るための自然公園法等に基づく工作物の構築や立木の伐採などの各種行為の規制と、土地所有者の権利との調整を要する事例が度々生じている。このため、特別保護地区等内の民有地については、本来的には恒久的かつ一貫した管理が適切に行われることが望ましい。物納要件の緩和を通じて、特別保護地区等内の民有地が物納され環境大臣が所管することにより、環境大臣による恒久的かつ一貫した管理を適切に行うことが可能となることから、風景地保護協定が締結された土地であり管理処分不適格財産又は物納劣後財産とされている土地の物納要件の緩和が必要である。</p> <p>生物多様性基本法第14条においては、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域の保全措置を国が講ずることが規定されていることから、そうした地域に該当する特別保護地区等における保全のために、税制改正を通じて国（環境大臣）が関与することは合理的である。また、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」第十二の二においては、特別保護地区等における民有地の生物多様性の保全は、土地所有者の協力を得つつ、環境大臣が行うことが望ましいという考え方が示されている。</p>	
	今回の要	合理性

		<p>持続的に拡大させる」ことを、短期目標（2020年）として、「地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する」ことを掲げている。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>-</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められている。</p> <p>国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法の検討が必要。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>4人/年</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>特別保護地区等内の土地は規制が厳しく、その処分に困るケースがあるが、こうした私有地において物納要件を緩和することによって、相続時における土地の処分が容易となることから、物納要件の緩和は、環境大臣との風景地保護協定の締結を促進するためのインセンティブとして有効である。</p> <p>また、物納要件の緩和を通じて、特別保護地区等内の私有地が物納され環境大臣が所管する場合には、環境大臣による恒久的かつ適切な管理が可能となることから、物納要件の緩和は有効である。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>-</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>特別保護地区等内の土地を買い上げ、環境大臣の所管地とする特定私有地買上事業は、平成22年度予算が約2億4千万円。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>特別保護地区等内の土地の物納を通じて環境省が所管し、恒久的かつ適切に管理を行うこと、という政策目的については、上記の予算によって措置がなされているものの、その額は限定的であり十分ではない。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>生物多様性の保全のために国が恒久的かつ一貫した管理を適切に行うためには、予算措置により国が直接買い上げることが考えられるが、土地が相続される場合は、土地の所有権が細分化されることが通例であり、その後の買上げがより困難となり、適切な管理ができなくなる。このため、本税制措置により、風景地保護協定の締結の促進を</p>

			図りつつ、相続を契機として国に所有権を移すことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯		<p>平成 22 年度税制改正要望においては、自然公園法における国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における生息地等保護区管理地区及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律における国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている土地について、当該土地所有者が納付すべき所得税、法人税又は相続税について当該土地の物納を認め、当該土地を環境省が所管地として管理する制度を創設することを要望していた。</p>	